

愛知県理学療法学会研究推進助成規程

2022年1月1日

制定

改正 2022年7月16日

(目的)

第1条 この規程は、理学療法及び理学療法学の発展に資する研究を奨励し、支援するための、助成金支給に関し、必要な事項について定める。

(研究の種別)

第2条 この規程における研究は、次のとおりとする。

- (1) 研究推進助成：基礎、臨床を問わず理学療法に関連するもの
- (2) 研究スタートアップ助成：臨床に籍を置く若手会員（研究実施年度が免許取得後10年以内となる会員）で他の助成を受けることが困難と思われる会員が新たに研究を開始するもの

(助成額)

第3条 年間の助成額は、次の通りとする。なお、当該年度の予算に従う。

- (1) 研究推進助成：最大で30万円を上限とする。
- (2) 研究スタートアップ助成：最大で10万円を上限とする。

(調書の提出)

第4条 申請者は研究推進助成または研究スタートアップ助成の研究計画調書（以下、調書）を作成し、愛知県理学療法学会の事務局に提出することで申請が受理される。

2 申請者は研究推進助成と研究スタートアップ助成の両方に調書を提出することはできない。

(助成金支給の期間)

第5条 支給を受けた助成金の執行期間は、原則として当該年度のみとする。

2 前項にかかわらず、研究の期間が複数年度にわたる場合や、助成金を複数年度にわたって受けようとする場合は、単年度毎に同一研究の内容にて助成金の申請をすることができる。

(助成金支給の決定)

第6条 助成金支給者及び助成金額の決定は、愛知県理学療法学会研究推進助成審査委員会（以下「審査委員会」という。）における事前審査の結果を基に、理事会にて決定する。

- 2 助成金額については審査委員会によって決定される。
- 3 審査委員会の審査によっては採択がない場合がある。
- 4 過去に本助成の研究推進助成を受けた場合は、2年間は次の研究推進助成を受けることができない。研究推進助成の採択は計2回のみとする。
- 5 過去に本助成の研究スタート助成を受けた場合は、次年度に研究スタート助成の申請

はできないが、研究推進助成の申請は可能とする。

(審査委員会)

第 7 条 審査委員会は、助成を円滑に且つ効果的に実施するために、次の各号に掲げる任にあたる。

- (1) 助成方針及び選考方法等の承認
 - (2) 申請された研究の採否に関する承認
 - (3) 決定された研究の成果確認
- 2 審査委員は、5名以上とする。
 - 3 審査委員は、理事長が委嘱する。
 - 4 審査委員は、調書の審査及び助成金の決定、研究助成報告書の審査を行う。
 - 5 提出された調書は1つにつき3名の審査委員によって審査される。
 - 6 審査委員1名は提出された調書のうち2~5の調書を担当する。
 - 7 審査委員の任期は、原則2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 8 補欠または増員により委嘱された審査委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(審査委員会の運営)

第 8 条 審査委員会は、研究者育成開発部部長が招集する。

- 2 審査委員長及び審査副委員長を各1名置く。審査委員長及び審査副委員長は理事長が委嘱する。
- 3 審査委員長は、審査委員会に議長となり議事を整理する。
- 4 審査副委員長は、審査委員長を補佐し、審査委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 審査委員会は、過半数の委員の出席により成立し、出席委員の3分の2以上の合意により決定するものとする。
- 6 審査委員会の議事については、議事録を作成し、理事会に報告する。
- 7 審査委員会の出席に際しては、委員手当等を支給するものとする。
- 8 審査委員会の庶務は、愛知県理学療法学会の事務局が行う。

(助成金の交付)

第 9 条 第6条に基づいて決定された助成金を受ける者(以下、「受給者」という。)への助成の交付は、その金額を受給者の指定する金融機関の口座に振り込むことによって行う。

(承認等の事項)

第 10 条 受給者は、以下の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ書面にて研究者育成開発部部長に申請し、理事会にて承認を得なければならない。

- (1) 助成金支給の対象となった研究を中止または延期しようとするとき
- (2) 助成金支給の対象となった研究が予定の期間内に終了しないとき
- (3) その他、助成金の申請に際して提出した各項の内容に変更があるとき

(受給者の義務)

第 11 条 受給者は、以下の義務を果たさなければならない。

- (1) 助成金支給の対象となった研究の完了

- (2) 助成金の適正な管理、使途に関する記録(計算書類等)及び領収証等の証拠書類の提出
- (3) 成果を記載した研究報告書の提出(終了後 1 ヶ月以内)
- (4) 法令、愛知県理学療法学会(以下、「本会」という。)諸規程および研究倫理の順守
- (5) 受給年度の翌年度の愛知県理学療法学会学術大会での発表

(出版物等)

第 12 条 受給者は、助成金支給の対象となった研究に関連して作成する成果物および新聞、マスコミ等への発表時には、当該研究が本会の助成を受けた旨(「愛知県理学療法学会研究推進助成を受けた」または「Grant from the Aichi Society for Physical Therapy to promote research」)を明記するとともに、そのものの写し等を愛知県理学療法学会の事務局に提出しなければならない。

(成果の公開)

第 13 条 助成金を受けた研究による成果は、研究内容をまとめた研究助成報告書として愛知県理学療法学会ホームページにて公開される。その内容を審査委員の確認を受ける必要がある。また、研究推進助成の受給者は研究内容を学術論文として愛知県理学療法学会誌またはその他の雑誌に公表できるよう努めなければならない。研究推進助成を受けた受給者で出版物等への公表が行われていない場合は、報告書に公表の準備予定であることを記載する。

(理事会への報告)

第 14 条 研究者育成開発部部長は、受給者からの研究報告書の提出を受けた後、その旨を審査委員会へ報告する。
2 審査委員会は報告書内容を承認し、研究局長または研究者育成開発部部長は理事会へ報告する。

(助成金支給の取り消し)

第 15 条 研究者育成開発部部長は、受給者が第 11 条に定める義務を果たせないと認めたとき、理事会の決議により、助成金支給の決定を取り消すことができる。
2 審査委員会が取り消し決定の処分を行った場合には、理事会へ報告する。
3 第 1 項による取り消しを受けた者で、既に助成金の交付を受けている場合は、取り消し決定通知の日から起算して 30 日以内にその金額を返還しなければならない。

(委任)

第 16 条 この規程に定めない事項については、理事会の決議によりこれを決定する。

(規程の改廃)

第 17 条 この規程の改廃にあたっては、理事会の承認を要する。

附則

この規程は、2022 年 1 月 1 日より施行する。

附則 (2022 年 7 月 16 日理事会議決)

この規定は、2022 年 7 月 16 日に一部改正したもので、同日から施行する。